

令和5年度 第2回猪名川町部落差別の解消の推進に関する条例検討委員会

日 時 令和6年1月30日(火)
午後6時30分～8時10分
場 所 猪名川町役場第2庁舎2階
教育委員会室

1 開 会

いよいよ来年度から部落差別解消条例が施行されるということになりました。本日は、より推進を高めていくための作業となりますので、皆様のご意見賜りたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

2 報告事項

・条例の可決について(資料1)

12月の生活文教常任委員会を傍聴していました。もっと質問があるかなと思っていましたが、ほとんど質問もなく、関心がないのかと感じました。もう少し質疑があってもいいのではないかと思います。1人の議員が賛同を表明したようなことをおっしゃったのですけれども、あとの議員の方々は、特に何もなく、異議なしとなったときは、拍子抜けしました。議員は住民代表なので、意識をもう少し高めていただきたいなあと感じました。

同委員会では、部落差別の条例の内容については指摘がなかったですが、事前に議員に条例の内容を説明させていただいたときには、部落差別を含めた包括的な人権に関する条例ではないのかとの質問がありました。

同委員会での議員お発言では、最後に要望として、なかなかインターネットで差別が掲載されても削除されないところがあるので、その作業の取り組みを強化するようなことを考えて欲しいということと、被差別者の支援ということをしつかりとやって欲しいという意見も出していただきました。検討委員会では罰則をどうするのかという話があって、罰則というのは、なかなか構成要件とかも難しいところもあるので、まず、勧告・公表とかというような形での行政制裁で取り組んでいって、それでも削除されない場合に、罰則について議論をしていくというような形にその議論を十分残そうというようなことでしたが、そういう意味で、この発言は、今後この条例に基づいてやるけれども削除されない、なかなか効果がないということで次の段階で議論していくべきだというのは、議会の中でも意見があるという形で、ちゃんと位置付けていただけたのかなと、事務局の方そんな形でご説明いただいて、その議論に繋がったのではないかなと思いますので、そのように受けとめたいなあとと思います削除されないという場合も、取り組みを強化して欲しいということが出ましたので、次に繋がるという意味で私は受けとめました。

町人権推進審議会で、いわゆる関係機関と各種団体の連携協力について組織図ですが、議員の人権に関する意識が低いので、議員も組織図に入れることができないかと言いましたが、事務局から議員については住民の代表なので、入れることはできないのと説明があり、同委員会の状況を聞くと、議員の意識が低いと思いましたので、もっと議員の意識を高めてもらわないといけないと思います。

幸いにも反対意見がでなかったということ自体は良かった。意識が低いかどうかかわからないが、部落差別についての理解がないところもあると思うので、新しい議員も含め任期4年間の中で、人権研修を通して認識を高めていただくことなると思います。

3 協議事項

① 条例施行規則（案）について（資料2）

第3条の部会の構成員について、1号及び2号の選出区分から当事者が入らないことも想定されるので、「部落差別問題に対して経験を有する者」などの表現で追加をして、当事者が入るようにしてほしい。

最近の審議会の構成は、当事者は入ることが非常に多くなっています。

第3条の6人以内や第7条の5人以内というのは慣例や予算等何か根拠があるのですか。→ 第3条の部会につきましては、人権推進審議会内の部会ということで、同審議会より人数を絞り6名以内としており、第7条につきましては、実際に事案が発生したときに開かれるものですので、最終的に訴訟になることも想定されますので、専門的な知識をお持ちの方、行政の責任者など、そういうためのメンバー構成というのを考えております。

部落差別の条例について、今意識が非常に、住民の中で低い状況にあり、議会がそれを表しているという話もあったのですが、当事者というのは、ケースバイケースで、この問題に深く認識してもらうためにも、より多くの方に関わってほしいなあと思います。

大阪府の同和問題解決推進審議会では、「同和問題に関し経験を有する者」という表現をして、当事者の代表が入っています。同和問題に関して経験を有するものという形で、当事者が入るということは、明確に位置づけるべきではないかと思えます。

第3条第1項の2号と3号の間に「部落差別問題に対して経験を有する者」を追加し、1号又2号の中で当事者がいない場合は、追加する経験を有する者として、選出することによって、当事者に必ず入っていただくようにしたく考えます。人数については、あくまで上限を定めるもので、必ずその人数を委嘱するものではないという認識であれば、選出区分が1つ追加で6項目になりますので、人権審議会から2名程度推薦されるとして、7名ではいかがでしょうか。

→ 上記の通り、文言追加、人数変更(6人→7人)

第7条について、人数が5人以内となっているが、役割や根拠を教えて欲しい。特に副町長と人権主管部長が両方入っているところがどういう意味なのかなあと思えます。

→ 副町長については、行政の責任者ということで、案件によっては、勧告、訴訟等に発展することもあり、人権所管部長については、人権行政の責任者と意味で、同じ行政でもあっても意味合いが異なっております。有識者については、部落差別の観点から、人権所管部長について人権擁護に関する行政の立場から、副町長については行政全体の立場からという意味合いになります。

5号のその他町長が認める者は何を想定していますか。

事案によって専門的な方がいるといった場合に、柔軟に運用できるようにつくっています。

第3条の部落差別解消施策審議部会と名称は、審議はするのは当たり前なので、審議の部分はいらないのではないかと思います。もう1点ですが、第6条の命令ですが、

命令をしてから3ヶ月以内に従わない場合には、公表を行うかどうかということですが、インターネットの拡散性があるので、3ヶ月もしたら、そこだけ削除しても他からも出てくるとかいうのがあると思うので、3ヶ月に何か根拠がないのであれば、1ヶ月でもいいのではないかと思います。

第3条の部会の名称については、審議の部分はなくていいと思いますので、削除が適切ではないかと思います。第6条の期間については、明確な根拠はありませんので、1ヶ月に短縮でよろしいかと思います。

→ 上記、第3条と第6条について、追加・修正等に決定といたします。

第8条第4項第1号ですが、差別行為があった時、一度取り下げたとしても、差別行為を繰り返す場合の扱いはどうなるでしょうか。

同じような差別行為を繰り返す場合は、必ずしも第6条に遡って手続きをするのではないものと想定していますが、技術的にどうするかというのがあります。少し内容と変えて掲載するなどの例もあるので、差別の同一性についてどう判断するかというのがあります。

例えば、但し同様の行為を繰り返す者については猶予を取り消すことができるとか、追加することによって運用できるかと思います。

同様の行為について、どこまで該当するかいうところに判断が入ってきます。少し表現を変えたり、直接的な表現を避けたりする場合など、どう判断するか、議論が必要になります。

同様の行為の定義について、どこまでをどういうふうにするのかっていうのは、どこまででも幅があるので、そこはやっぱり行政の判断や検証委員会で判断することなので、同様という言葉で大丈夫ではないかなあという気がします。

→ この項目では、「事象を繰り返す場合はこの限りではない」という表現を基調にし、まして、事務局で、適切な表現を次回提案してください。

② 条例逐条解説（案）について（資料3）

第7条の教育及び啓発について、教材系統表の作成については必要であると考えております。作成にあたっては、教育委員会と協議しながら進めていく必要があります。扱いやすい教材があればという意見は教育現場の声として聴いております。

第2条(4)の中の、「しょうがないよね」の「う」がいらんと思います。

→ 「う」を削除します。

(2) 町民等のところですが、「猪名川町を観光などで訪れる者やインターネットやSNSを通じて猪名川町の情報を発信する者を含む」と説明されており、他の自治体の条例では、行政区域外には指導権限がないので、指導することができないとなっている例が多いです。そういった中で、この条例では、インターネット事業者など、町内にない業者に対しても効力がおよぶことを明記されているので、よく書いていただいているなあと思いました。3号では同和地区、第4号では被差別部落という表現がありますが、どちらも同じ意味であることを解説の中で説明をお願いします。(4)「かつて部落であった」のところですが、過去だけではなく、現在進行形についても当然対象となることを確認しましたので、条例では、過去形のみとなっていますが、解説の中で、「かつて部落である、又はあった」と修正をお願いします。

→ 上記のとおり、事務局で文言の整理をお願いします。

3条ですが、解説の2行目の「我が事」というのは非常に重要なワードですので、より活かすために、「我が事」の前に「無関心であったり、見て見ぬふりをするのではなく」を追記してはどうかと思います。

→ 上記のとおり、追加します。

第4条ですが、3ページの一番上、部落差別解消推進法という略語になっているので、1ページの正式名の後に「以下、部落差別解消推進法という」を追加したほうが分かりやすいと思います。

3ページの1行目ですが、責務の責が貴になっていますので修正をお願いします。

3ページの4行目ですが、「策定し」のあとに「、」があったほうがいいと思います。

→上記のとおり、追加・修正します。

第5条ですが、解説の3行目に相談員とありますが、誰のことですか。

人権擁護委員だけではなく、様々相談窓口の相談員を指しています。

部落差別問題に対する相談というのは専門的な知識や経験が必要になるので、もう少し具体的に記述してほしい。

相談員だけではなく、指導員も併記したうえで、記述内容についてはただいまのご意見等を含め検討させていただければと思います。

第2条第1項第3号の定義で、「経済的、社会的及び文化的に低い状況」とありますが、経済的・社会的に低い状況にあったため、結果として文化的にも低い状況にあったと思うので、解説の中でそういう説明をしてほしい。

→ 上記のことについて、事務局で、適切な表現を次回提案してください。

3 その他

・今後のスケジュールについて

第3回検討委員会 令和6年3月6日(水)18時30分～

場所 役場第2庁舎2階 教育委員会室

4 閉 会

施行規則、逐条解説は一般に公開していくものになるので、どうゆう思いで協議してきたか伝わるように、一言一句審議していきたいと思います。また、冒頭でもご意見がありました。議員や町民の意識レベルがそのような状況にあることを感じておられるようですが、機会があるごとに、この条例を広く町民に周知し、そして人権や部落差別への意識が高まっていくように、お力添えをいただきたいと思ひますし、取り組んでいきたいと思ひます。本日はありがとうございました。